

レッツ・チャレンジ雇用事業実施要綱

1 事業の目的

働く意欲があっても、様々な要因により就労に至っていない障害者や難病患者、DV（配偶者等からの暴力）被害者、刑務所出所者、新規卒業者等（以下「社会的弱者」という。）に対し、知識・技能の習得と併せて就業の機会を提供することにより、社会的弱者の就労の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

佐賀県

3 事業の委託等

- （1）県は、この事業を、知事が適当と認めた事業所に予算の範囲内で委託して実施する。
- （2）県は、この事業の実施にあたり、別表に掲げる機関（以下「協力機関」という。）の協力を得るものとする。

4 委託の概要

社会的弱者を雇用し、事業所において業務に従事させるとともに、職場実習、職場外研修を通じて、就労に必要な知識、技能を習得させる。

5 事業の実施事業所

事業の実施を希望する事業所（以下「事業所」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること
- ② 本業務の趣旨を十分理解し、業務を誠実かつ確実に実施できるものであること。
- ③ 事業所の定款または規約等に照らして、当委託業務の企画・運営を行うことができるものであること。（応募時点で当要件を満たさない場合は、契約日までに満たすことが可能であること。）
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

6 事業の実施方法

- （1）事業所は、この事業を活用して社会的弱者を雇用しようとするときは、レッツ・チャレンジ雇用事業実施申込書（第1号様式）を県に提出するものとする。
- （2）県は、提出された申込書の内容について審査の上、予算の範囲内で受託候補事業所を決定し、その結果をレッツ・チャレンジ雇用事業実施承認（不承認）通知書（第2号様式）により当該事業所あて通知するとともに、業務委託契約を締結するものとする。
- （3）上記（2）により業務を受託した事業所（以下「受託事業所」という。）は、社会的弱者の雇用に際しては、公共職業安定所への求人申し込みを行い、求職者の中から採用すること。
- （4）受託事業所は、社会的弱者との間で雇用契約を締結し、業務に従事させるとともに、雇用期間内に就労に必要な知識・技能を修得させる機会を与えるものとする。
- （5）受託事業所は、委託契約期間終了後速やかに、レッツ・チャレンジ雇用事業実績報告書（第3号様式）にその他必要書類を添えて、県へ提出するものとする。

7 雇用対象者

- （1）本事業による雇用対象となる社会的弱者は、県内に居住する者で、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない障害者、難病患者、DV（配偶者等

からの暴力) 被害者、刑務所出所者、新規卒業者等(卒業後1年以内又は卒業見込みの者で、特別支援学校卒業後の就職が困難である者、及び一般校において発達障害等の原因で、就職等が困難な者)及びこれに準ずる者並びに重度障害者や難病患者等の介護、看護等を主に担っている家族であって、就労により生計を維持する必要があると認められる者をいう。

- (2) 雇用対象者が社会的弱者であることの確認については、障害者手帳、診断書、協力機関による証明等により行うものとする。
- (3) 雇用対象となる社会的弱者が失業者であることの確認については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提出を求める等の方法により行うものとする。

8 雇用者の雇用条件等

- (1) 雇用の開始は、上記6(2)の委託契約の締結以降とし、雇用期間は1人当たり通算で6か月以内とする。ただし、3月31日時点で雇用期間が1人当たり通算で6か月に満たない社会的弱者を雇用している受託事業所においては、最大で通算6か月まで業務委託契約を締結することができるものとする。

(雇用期間については、県と協力機関等とのケース会議により決定する。)

- (2) 雇用される社会的弱者(以下「被雇用者」という。)に対し、受託事業所は下記9(1)の①a及びbに掲げる給与等を、就業規則等に定めるところにより支払わなければならない。
- (3) 受託事業所は、被雇用者について、法令の定めるところにより、社会保険(雇用保険、労災保険、健康保険(40歳以上の者は介護保険)、厚生年金保険、児童手当拠出金)への加入を行うものとする。
- (4) 被雇用者の勤務時間、休憩時間、その他の労働条件については、受託事業所の就業規則等によるものとする。

なお、原則として、1週当たりの勤務時間は40時間以内、1日の勤務時間は受託事業所の日勤の勤務時間に合わせて決定するものとする。

- (5) 職場実習については、事業所において指導担当者を予め指名し、業務に係る知識・技能が計画的に修得できるよう配慮するものとする。
- (6) 職場外研修については、被雇用者の意向等も踏まえたうえで、事業所での継続就労に必要な知識・技能を修得させ、研修時間は原則として勤務時間と見なすものとする。

ただし、通信制の養成講座等を受講する場合の、自宅等での学習時間の労働時間としての取扱いについては、学習の内容、時間、勤務の状況等を踏まえ、被雇用者と受託事業所との間で協議して決定するものとする。

9 事業に要する経費及び支払い

- (1) 県は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する次に掲げる経費を委託料として受託事業所に支払う。

- ① 被雇用者の人件費(委託料(下記⑤を除く)に占める人件費割合は1/2以上とする。)

a 給与等

b 諸手当(受託事業所の給与規程等により算出される額) ※時間外手当を除く

c 上記a及びbに係る法定福利費

- ② 職場実習費

・指導員手当、教材費、外部講師等の謝金、旅費交通費など

※指導員手当の算定方法は、別記のとおり。

- ③ 職場外研修費

・受講料、教材費、旅費交通費など

※前記①、②、③の合算額は、委託料(下記⑤を除く)の8割以上とする

- ④ その他(被雇用者の就労のために必要と認められる経費)

- ⑤ 上記①、②、③及び④に係る消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) 委託料は概算払できるものとし、受託事業所は、概算払が必要なときは、請求書（第4号様式）を県へ提出して、委託料を請求するものとする。

10 その他

- (1) 被雇用者が離職した場合、提出した事業実施計画を変更する必要がある場合及び目的を達することができなくなった場合、受託事業所は速やかに県に報告し、その指示を受けるものとする。
- なお、被雇用者が離職した場合は、離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用（当日までの賃金など）に限り、事業に要した経費として取扱うものとし、概算払総額が事業に要した経費を上回った場合は、残余の額は返還するものとする。
- (2) 受託事業所は、委託料の支給事由と同一の事由による各種助成金（国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。
- (3) 被雇用者は、職場外研修に関し、雇用契約期間中に修了するよう努めるものとする。
- また、受託事業所は、被雇用者が職場外研修を受講しやすいよう、勤務日及び勤務時間の割振り等において必要な配慮を行うものとする。
- (4) 事業終了後、受託事業所は、被雇用者の継続雇用に努めるものとする。
- また、継続雇用が困難な場合は、被雇用者への情報提供など就職支援を行うものとする。
- (5) 受託事業所は、本事業に関する採用関係書類や、帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、委託事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 本事業の雇用効果及び事業効果について検証するため、県は受託事業所に対し、電話や訪問などにより実施状況を確認するほか、被雇用者に対するアンケート調査等の実施について協力を依頼することがある。
- (7) 受託事業所は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守するものとする。
- (8) 受託事業所、協力機関及び県は、この事業の実施に当たり、社会的弱者に係る個人情報保護に細心の注意を払うこととし、他者に個人情報を開示する場合には事前に本人の同意を得ることとする。
- (9) この要綱に定めのない事項については、受託事業所と県が必要に応じて協議するものとする。

附則

この要綱は、平成22年8月2日から適用する。

この要綱は、平成23年3月4日から適用する。ただし、平成22年度契約に係るものは、なお従前の例による。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。ただし、平成23年度契約に係るものは、なお従前の例による。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。ただし、平成24年度契約に係るものは、なお従前の例による。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成25年度契約に係るものは、なお従前の例による。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。ただし、平成26年度契約に係るものは、なお従前の例による。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年10月19日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年1月5日から適用する。

別表

協力機関名
佐賀保護観察所、佐賀県地域生活定着支援センター、佐賀県難病相談支援センター、佐賀県DV総合対策センター、佐賀県女性相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、教育委員会事務局（教育振興課）、特別支援学校、佐賀労働局、指定障害福祉サービス事業所、佐賀県生活自立支援センター、佐賀市生活自立支援センター、唐津市生活自立支援センター、鳥栖市生活自立支援センター、多久市生活自立支援センター、伊万里市生活自立支援センター、武雄市生活自立支援センター、鹿島市生活自立支援センター、小城市生活自立支援センター、嬉野市生活自立支援センター、神崎市生活自立支援センター、佐賀県発達障害者就労支援センターSKY、佐賀県東部発達障害者支援センター結、佐賀県西部発達障害者支援センター蒼空～SORA～

別記

職場内実習における指導員手当の算定基準

職場内実習に係る指導員手当の額は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第5号及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第5条第1項の規定に基づいて都道府県知事の委託による作業環境に適応させる訓練」（職場適応訓練）における「職場適応訓練実施要領（都道府県）」第8条第4項ロ（イ）の規定を準用し、以下のとおりとする。

雇用者1名につき月額24,000円（重度の障害者の場合は25,000円）とすること。

ただし、委託が月の途中で開始又は終了若しくは解除した場合は、職場内実習に係る指導員手当の額は、労働が行われた日（実際に労働が行われた日及び事業所が定める休日（日曜日及び国民の祝日を除く。）をいう。以下同じ）については、日割り計算によって得た額とする。この場合において、1か月は21日として計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。また、日曜日又は国民の祝日を休日扱いとしない事業所については、当該日曜日又は国民の祝日の代替日として定めた休日は、訓練が行われた日には含めないものとする（この場合には、実際の日曜日又は国民の祝日は訓練が行われた日に含めるものである。）。なお、この日割り計算によって得た職場内実習に係る指導員手当の額が、24,000円（重度の障害者の場合は25,000円）を超えるときは、支給限度額を24,000円（重度の障害者の場合は25,000円）とする。

1 暦月において、月の初日から末日までが訓練期間になっている場合（月の初日から訓練が開始された場合又は月の末日で訓練が修了する場合及び訓練の開始又は終了の日を含まない月をいう。以下同じ）で、当該月において訓練が行われた日が16日未満であるときについても、訓練が月の途中で開始又は終了若しくは解除した場合と同様の取扱いをするものとする。

月の初日から末日までが訓練期間となっている場合又は訓練を開始する月の初日が日曜日若しくは国民の祝日であるため、その翌日から訓練を開始する場合で、当該月において訓練が行われた日が16日以上であるときは、1か月分の職場内実習に係る指導員手当を支払うものであること。